

議長	事務局長	次長	総務係長	書記

委員会記録簿
(閉会中)

委員会名	議会広報特別委員会		
開会日時	2024年4月12日 9時00分 開会		
	2024年4月12日 17時39分 閉会		
場所	第1委員会室		
出席者数	委員定数5名中、出席者5名		
出席委員	新田 和明	田邊 介三	一
	南澤 克彦	山本 数博	宍戸 邦夫
	一	一	一
議長	大下 正幸	一	一
欠席委員	一	一	一
出席した事務局職員	主事	實村 峻	一
付議事件	(1) (追加議題) 予算執行に伴う対応について (2) 議会だより第81号の編纂について		

1. 経過

【開会 9:00】

○開会挨拶

○新田委員長 開会する。

(1) (追加議題) 予算執行に伴う対応について

○新田委員長 議事に入るに先立ち、執行部より予算の執行について通知があった。事務局より説明を求める。

○事務局 4月1日付けで企画部長から議会事務局長宛てへ通知が届いた。内容は、議会広報事業費の印刷製本費 199万4,000円の予算の執行を保留する。保留理由は、「議会だよりは不正確な内容があり、市民に議会の実態を正しく伝える役割を果たしておらず、議会基本条例に反している。」

保留解除の条件は、「議会だよりに虚偽を含む不正確な内容があることを認め、それに対する是正措置を示すこと。」となっている。

○新田委員長 本日は議長にも出席いただいている、議長の考え方を伺う。

○大下議長 説明があったとおり、予算の執行を認めない通知が届いた。業者に印刷を頼めないのであれば今までどおり作成はしていただき、配布方法は各自印刷するなどして対応ができるのではないかと考える。引き続き紙面の作成をお願いする。

○南澤委員 通知の中で、条件は虚偽を認め是正措置を行うこととあったが、議会の対応は。

○大下議長 虚偽はなかったと返事をしており、虚偽がなかったため、是正措置もとらない。

○南澤委員 是正措置については、既に議事録に対しマーカーを引くことや一般質問では議事録と異なる場合、広報紙への掲載を認めないと取り決めをしている。その対応で何がいけないのか市長と相対する必要があると考える。このままでは膠着状態が続くのではないか。

○山本委員 予算執行ができるか否か、どのように対応していくのか委員会で話合う場が必要と考える。本日は議会だより第81号の編纂を行う必要があり、予算に対する対応は各自整理をして後日話し合う場を設けてはどうか。

○南澤委員 賛成である。加えて予算が執行できない中での発行方法の議論はいつ行うのか。

○新田委員長 予算に対する対応と同時に議論を行うこととする。次回以降の広報委員会で予定する。

(委員長・議長退席)

(2) 議会だより第81号の編纂について

○田邊副委員長 議会だより第81号の編纂についてを議題とする。

議会だより第81号の編纂および校正について行う。

1ページずつ読み合わせ、校正作業。

(基本的に原稿作成者が原稿を読む。P20まで終了)

休憩 10:06~10:15

休憩 11:16~11:25

休憩 12:06~13:00

休憩 13:55~14:05

休憩 15:03~15:15

検討事項は以下のとおり

- ・全体的に文字が多く、どの議論を削るか、どの写真を掲載するか協議を行うと時間が足りないので、本日の会議は文字の校正のみを行うこととした。
- ・P11 の補正予算について、1ページ使う内容が検討をする。他のページのレイアウトや文字の削り方次第で、10ページに補正予算の見出し部分のみ掲載するか検討をする。
- ・P12～16 の2常任委員会について、ページのレイアウトをどのように揃えるか次回協議。特に「陳情」の部分のレイアウトが異なる。
- ・P15 の下部に掲載のグラフについて、グレー表示の部分が何を表しているか不明であり、説明書きが必要。また、○の分布がグレー以外にもあるので分かりづらいので、表し方を検討する。
- ・P16 の報告事項については、「4つの計画が更新されたという報告があった」等簡潔な記載を行うこととし、2ページに収めるよう検討する。

決定事項は以下のとおり

- ・議案掲載のうち、「上位法改正による条例変更の議案」については、紙面掲載への優先順位は高くない。その都度掲載の判断をし、掲載をする場合も、簡潔にまとめて掲載することとした。
- ・法律や条例の掲載の際の「第〇号第△条」の掲載の仕方を統一する。説明・議案・条例などの書き言葉には「第」を掲載する。質疑・討論などの話し言葉には「第」をつけないこととする。
- ・「地域のかがやき」について、第81号は掲載しないこととし、第82号以降は都度検討する。
- ・次回の委員会では、P21 から確認作業を行う。その後、第81号発行をどのように行うのかを含めた課題を洗い出すこととし、出た課題に対しての対策を検討していく方針を決定。

○田邊副委員長 以上で本日の委員会を終了する。

【閉会 17：39】

安芸高田市議会委員会条例第30条の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会 議会広報特別委員会委員長